

# 受取に必要なお持ち物

## 1. 必要書類

ご本人様（15歳未満のお子様はご本人と親権者様（法定代理人）が以下を持参してお越してください

持ち物	備考	15歳以上	15歳未満
交付通知書	回答書欄に日付及び申請者の住所氏名を記入してお持ちください	○	○
個人番号通知カード （お持ちの方のみ）	紛失の場合は、窓口で紛失届を記入いただきます ※令和2年5月25日以降に住民表に記載（出生届等）された方は通知カードが発行されていません。	○	○
本人確認書類	<b>3. 本人確認書類</b> のAのうち1点、もしくはBのうち2点	○	○
住民基本台帳カード ※お持ちの方のみ	カードと引き換えに回収します。紛失の場合は、窓口で廃止届を記入いただきます。	○※	○※
マイナンバーカード ※お持ちの方のみ	過去にマイナンバーカードの受取をしたことがある場合、新しいマイナンバーカードと引き換えになります。 <b>紛失等の場合、再交付手数料1000円が必要です。</b>	○※	○※
親権者（法定代理人）の同行	戸籍上の親権者の同行が必要となります。 養子縁組等していない祖父母等は親権者になりません。		○
親権者であることがわかる確認書類	お子様と同一世帯の場合または本籍地が胎内市の場合には不要 ※別世帯の場合は、戸籍謄本（3か月以内に発行された原本）をお持ちください		○
親権者の本人確認書類	<b>3. 本人確認書類</b> のAのうち1点、もしくはBのうち2点		○

## 2. ご本人様のお越しが困難な場合

申請者が中学生以下、病気・身体障がい等の理由でお越しが困難な場合で、以下全ての書類をご用意いただける場合に限り、代理人の方のみで受取いただけます。

持ち物	① 中学生以下の場合	② 病院・身体障がい等の理由がある方
交付通知書	回答書欄に日付及び申請者の住所、氏名を記入してお持ちください	
個人番号通知カード (お持ちのかたのみ)	紛失の場合は、窓口で紛失届を記入いただきます	
本人確認書類	<b>3. 本人確認書類</b> のうち ・Aのうち2点 ・Aのうち1点とBのうち1点 ・Bのうち3点(うち1点以上は顔写真付きのもの。) のいずれか	<b>3. 本人確認書類</b> のうち ・Aのうち2点 ・Aのうち1点とBのうち1点 ・Bのうち3点(うち1点以上は顔写真付きのもの。) のいずれか
住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)	カードと引き換えに回収します。紛失の場合は、窓口で紛失届を記入いただきます	
お越しが困難であることを称する書類	不要	・身体障がい者手帳(1～3級) ※障がい内容によっては、代理人による受取ができない場合があります ・介護保険証(要介護1～5) ・医師の診断書(原本)
代理権の確認書類等	戸籍謄本(3か月以内に発行された原本) ・お子様と同一世帯の場合または本籍地が胎内市の場合は不要	委任状 (様式は胎内市HPや窓口にあります)
マイナンバーカード	過去にマイナンバーカードの受取をしたことがある場合は、 <b>1. 必要書類</b> のマイナンバーカード欄をご確認ください	
代理人の本人確認書類	<b>3. 本人確認書類</b> のうちAの2点、もしくはAのうち1点とBのうち1点	

## 3. 本人確認書類

<b>A</b> 右の内顔写真付きのもの	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可証、マイナンバーカード
<b>B</b> 右の内「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」の記載があるもの	官公庁が発行する資格者証や免状(無線従事者免許証、海技免状証)、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金手帳、年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、福祉医療費受給者証(こども、ひとり親家庭等)、生活保護適用証明書(当日発行のもの)または生活保護支払通知書、社員証、学生証、母子手帳(出生届出済み証明のあるもの)、個人番号カード顔写真証明書(法定代理人、施設長等の証明のあるもの)